

(新)地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査 45百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

第三次環境基本計画では、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が重点分野政策プログラムに位置付けられ、国は流域の地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の作成・実行の促進・支援、国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携の推進等 - 国の役割が示されている。また、このプログラムの進行管理を行うことが新たに位置付けられ、水質の環境基準の維持・達成状況や、環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改訂数を指標とすることとなった。

環境省としても、地方公共団体等の水循環計画の策定に係る取組の支援を行っているものの、水循環計画の策定が劇的に増加するような状況ではなく、環境基準未達成、湧水の枯渇、水生生物の減少など、水環境、水循環の課題が顕在化している水域がある。

このため、国が類型あてはめを行う水域等広域的な対応が必要な水域を対象として、地方環境事務所が主体となり、地方支分部局、地方公共団体、流域住民及びNPO等との連携を図りながら、当該水域の水質等の測定を通じた汚濁などの要因の解明を行い、課題解決のための方策を含めた環境保全上健全な水循環計画の作成を行う。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21
検討会の運営	←		→
対象水域における水質測定等の現地調査	←	→	
水域特性等の解析による現状把握		←	→
水循環計画の検討(目標設定、施策等)		←	→
事例集のとりまとめ			←

3. 施策の効果

水環境の課題を抱える水域における環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を行うことにより、流域全体の水環境保全の推進に寄与。また、事例として示すことにより、他流域での取組の推進に寄与。

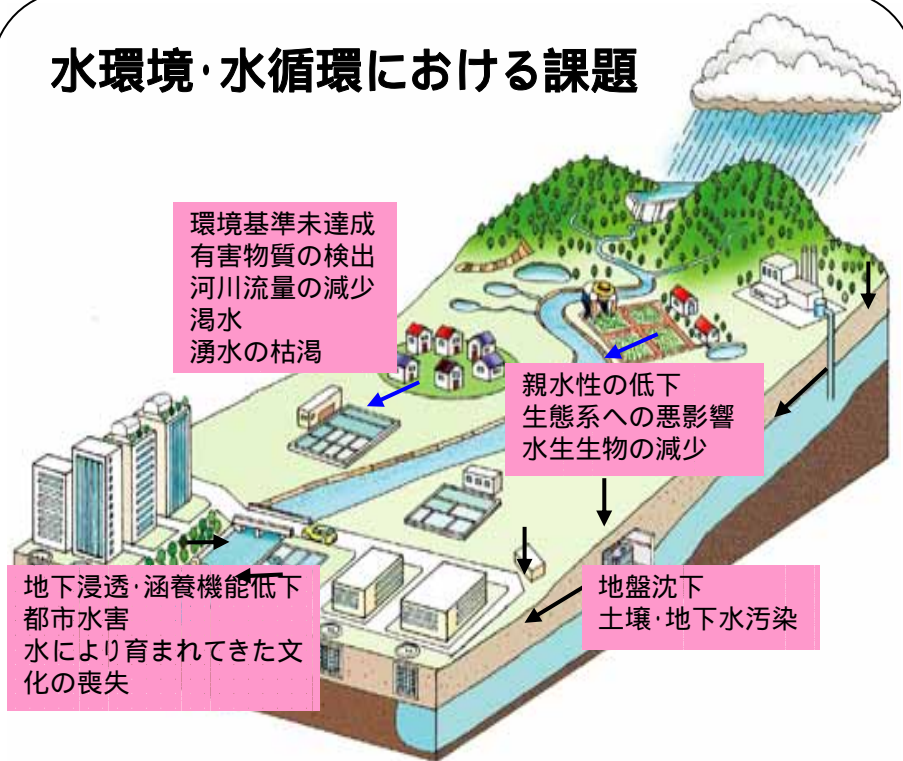
(新) 地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査

「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」
～ 第三次環境基本計画 重点分野政策プログラム ～

国の役割

- 流域の地方公共団体等の水循環構築に向けた計画の作成・実行の促進・支援
- 国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携の推進取組推進に向けた指標を新たに位置付け
- 水質の環境基準の維持・達成状況
- 環境保全上健全な水循環構築に関する計画数

水環境・水循環における課題



モデル水域での水循環計画の検討

対象水域

- ・国が類型あてはめを行う水域等広域的な対応が必要な水域
- ・環境基準未達成、湧水の枯渇、水生生物の減少など、水環境、水循環の課題を抱える水域

< 検討会の設置 >

地方環境事務所、地方支分部局、地方公共団体、流域住民、NPO等

< 調査項目 >

- ・水質測定等の現地調査
- ・水域特性等の解析による現状把握
- ・目標設定、施策等の検討

流域毎の環境保全上健全な水循環計画を事例集としてとりまとめ